

子の連れ去り違憲訴訟

(原告 注釈) 本書はスキャン版をOCR/手修正したものです。正確にはスキャン版を参照
ください。

令和2年（ワ）第4920号損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) ほか13名

被告 国

準備書面 (1)

令和2年7月20日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

被告指定代理人

清平昌大

本村行広

君塚知弥子

大野史絵

倉重龍輔

志田智之

高橋あゆみ

三島大介

山本勇治

第1 請求の原因に対する認否	3
1 「1 当事者について」 (6ないし9ページ) について	3
2 「2 原告らの権利侵害について」 (9ないし31ページ) に戸いて……3	
3 「3 総論」 (31ページ) について	3
4 「4 リプロダクティブ権について」 (31及び32ページ) について…3	
5 「5 親権及び監護権について」 (32ないし39ページ) について……4	
6 「6」 (39及び40ページ) について	5
7 「7日本の国内法には、(中略)法律規定が不存在であることについて(法の 欠陥1,2及び3について)」 (40ないし49ページ) について	5
8 「8 小括」 (49ページ) について	8
9 「9 『法の欠陥1ないし3』が憲法違反であることについて」 (49ない し55ページ) について	8
10 「10 『法の欠陥1ないし3』を補う法の立法義務が、国会(国会議員)に 認められることについて」 (55ないし70ページ) について	9
11 「11 『法の欠陥1ないし3』についての国会(国会議員)の立法不作為が国家賠償法上 違法であることについて」 (70ないし73ページ) について	— -15
12 「12」 (73及び74ページ) について	…-16
13 「13原告らの損害」 (74ないし78ページ) 及び「14結論」 (78ないし80ページ) について.	16
第2 被告の主張	16

被告は、本準備書面において、請求の原因に対する認否をする。

第1 請求の原因に対する認否

1 「1 当事者について」（6ないし9ページ）について

いずれも不知。

2 「2 原告らの権利侵害について」（9ないし31ページ）について

いずれも不知ないし争う。

3 「3 総論」（31ページ）について

不知ないし争う。

4 「4 リプロダクティブ権について」（31及び32ページ）について

(1) 「(1)」について

争う。

(2) 「(2)」について

仙台地裁令和元年5月28日判決（平成30年（ワ）第76号，同第581号，判
タ1461号153ページ。以下「令和元年仙台地裁判決」という。）の判示内
容は認め、その余は争う。

なお、令和元年仙台地裁判決は、原告らが、平成8年法律第105号による改正
前の優生保護法（昭和23年法律第156号。以下「旧優生保護法」という。）に

基づき不妊手術を受けたとし、旧優生保護法第2章、第4章及び第5章の各規定は違憲無効であり子を産み育てるかどうかを意思決定する権利（以下「リプロダクティブ権」という。）を侵害されて損害を被ったと主張する事案である。原告らが侵害されたと主張する「親の未成年子に対するリプロダクティブ権」の内容は必ずしも明らかではないが、少なくとも令和元年仙台地裁判決における「リプロダクティブ権」は、親の未成年子に対する権利とは解されず、本件において問題になるものではない。

(3) 「(3)」について

憲法24条1項の規定は認め、その余は争う。

(4) 「(4)」について

知らないし争う。

5 「5 親権及び監護権について」（32ないし39ページ）について

(1) 「(1)」について

争う。

(2) 「(2)」について

最高裁平成27年12月16日大法廷判決（平成25年（才）第1079号，民集69巻8号2427ページ。以下「平成27年再婚禁止期間違憲判決」という。）の判示内容は認め、その余はいずれも知らないし争う。

(3) 「(3)」について

最高裁昭和51年5月21日大法廷判決（昭和43年（あ）第1614号，刑集30巻5号615ページ。以下「旭川学カテスト判決」という。），東京高裁昭和30年9月6日

決定（昭和30年（ラ）第198号，高等裁判所 民事判例集8巻7号467ページ），令和元年仙台地裁判決の判示内容及び原告ら提出の書証（甲第7号証ないし第9号証）に原告ら引用の記載があることは認めるが，その余はいずれも知らないし争う。

なお，訴状の記載によっても，「子の成長と養育に関わる親の子に対する親権や監護権が憲法13条により保障されている人権である」という旨の原告らの主張と旭川学カテスト判決及び上記高裁決定との関連性には触れられておらず，上記主張の根拠は明らかではないが，その点をおくとしても，旭川学カテスト判決は，「親は，子どもに対する自然的関係により，子どもの将来に対して最も深い関心をもち，かつ，配慮をすべき立場にある者として，子どもの教育に対する一定の支配権，すなわち子女の教育の自由を有すると認められるが，このような親の教育の自由は，主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由にあらわれるものと考えられる」と判示しているのであって，原告ら主張の権利が憲法により保障されているものとは判示していないし，上記高裁決定も原告ら主張の権利が憲法により保障されているものとは判示していない。

また，甲第8号証は，平成18年改正前の教育基本法（昭和22年法律第25号）に関する記載であるし，その点をおくとしても，同号証の「親には，憲法以前の自然権としての親の教育権（教育の自由）が存在すると考えられている」との記載は，親の教育の自由について記載されたものにすぎず，親の子に対する親権が憲法が保障する基本的人権であるか否かについて述

べているものではない。

(4) 「(4)」について

知らないし争う。

6 「6」(39及び40ページ)について

我が国が児童の権利に関する条約(以下「児童の権利条約」という。)を1994年(平成6年)に批准したことは認めるが、その余は争う。

なお、最高裁昭和37年11月28日大法廷判決(昭和30年(あ)第995号、刑集16巻11号1577ページ又は昭和30年(あ)第2961号、刑集16巻11号1593ページ)は、本件とは明らかに事例が異なり、原告らの主張を裏付けるものではない。

7 「7日本の国内法には、(中略)法律規定が不存在であることについて(法の欠缺1.2及び3について)」(40ないし49ページ)について

(1) 「(1)」について

最高裁平成17年9月14日大法廷判決(平成13年(行ツ)第82号、同第83号、平成13年(行ヒ)第76号、同第77号、民集59巻7号2087ページ)及び平成27年再婚禁止期間違憲判決の判示内容は認め、その余は争う。ただし、40ページ25行目の「憲法上保障され又は保障されている」は、「憲法上保障され又は保護されている」の誤記と思われる。

(2) 「(2)子の連れ去り(引き離し)を防ぐ刑事法の規定の不存在について(法の欠缺1について)」について

刑法224条が「未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3月以上7年以下の

懲役に処する。」と規定していること、我が国が昭和54年に市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）を批准したこと、我が国が平成6年に児童の権利に関する条約を批准したこと、我が国が平成25年に国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「ハーグ条約」という。）締結の国会承認を得たこと及び原告ら提出の害証（甲第10号証ないし第16号証）に原告らの引用する内容の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

なお、未成年者略取及び誘拐罪（刑法224条）は、行為の主体が親権者であるからといってその適用が排除されるものではない（最高裁平成17年12月6日第二小法廷決定、刑集59巻10号1901ページ参照）。

(3) 「(3)子の連れ去り（引き離し）を防ぐ民事上の法律規定の不存在について（法の欠缺2について）」について

ア 「ア」について

知らないし争う。

なお、父母の一方が、離婚前に、他方の同意を得ずに未成年の子と共に転居する事例には、事例ごとに様々な背景事情があると考えられ、また、法規制をすることにより直ちに法律違反の行為がなくなるものではないから、原告らの主張のように「子の連れ去り（引き離し）を、日本の民事法において、他方親の権利を侵害する行為であり許されないとする法律規定を設ければ、子の連れ去り（引き離し）は発生しない。」と過度に単純化

することは不相当である。

イ 「イ」について

原告らが引用する民法766条の規定，同条は離婚前の父母間の子の監護をめぐる紛争に類推適用されると解されていること及び民法766条の考慮要素として，他方の親の同意を得ずに子を連れていくことについて法文に具体的に明示されていないことは認め，その余は争う。

ウ 「ウ」について

民法819条が，父母の離婚後は，そのどちらか一方が親権者となる旨を規定していること及び他方の親の同意を得ずに子を連れていくことが離婚後の親権者を決定する際の考慮要素として法文に具体的に明示されていないことは認め，その余は争う。

エ 「エ フランスの法律制度について』について

甲第17号証に原告ら引用の記載があることは認め，その余は知らないし争う。

オ 「オ 日本の法律制度への指摘について」について

令和元年11月14日に開催された参議院法務委員会の議事録に原告ら引用の記載があることは認め，その余は知らないし争う。

(4) 「(4) 子の連れ去り（引き離し）を防ぐ手続規定の不存在について（法の 欠缺3について）』について

原告ら提出の書証（甲第19号証及び第20号証）に原告らの引用する内容の記載があること及び民法818条3項の規定は認め，その余は知らないし争う。

なお、共同親権の場合、父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、一方親は、家庭裁判所に対して、他方親について親権停止の審判等の申立てをすることができる場合があり（民法834条の2第1項、松川正毅・建田充見編「新基本法コンメンタール親族【第2版】」263ないし267ページ）、また、離婚前別居中の父母間の紛争の場合、民法766条の類推適用により、父母の一方を監護者と定め、子の引渡しを命じる審判をすることができるとする学説（上記新基本法コンメンタール親族244ページ）や裁判例（東京家裁平成8年3月28日審判、家庭裁判月報49巻7号80ページ）のほか、民法752条の類推適用によりこれを認める見解（新版注釈民法（25）93ページ、内田貴「民法Ⅳ」補訂版219ページ）等がある。

その点をおくとしても、原告らは、民法818条3項が「親権行使について、父母の意見が一致しない場合の手續規定を、何も設けていない」とした上で、「仮に、その手續規定が設けられていれば、子の連れ去り（引き離し）が発生しても、手續規定により問題が解決されることになる。その結果、子の連れ去り（引き離し）を行う意味は失われるため、それを防ぐことができる」旨主張するが、父母の一方が、離婚前に、他方の同意を得ずに未成年の子と共に転居する事例には、事例ごとに様々な背景事情があると考えられ、手續規定があれば直ちに解決するものではないから、親権行使について父母の意見が一致しない場合の手續規定を設けることで、子の連れ去り（引き離し）を行う意味は失われるなどと過度に単純化することは不相當である。

8 「8 小括」 (49ページ) について

知らないし争う。

なお、原告らの主張によっても、原告らがいずれも親権を有していることは自認しているのであるから、親権が原告らに保障されなくなった旨の原告らの主張の趣旨は明らかではない。

9 「9 『法の欠缺1ないし3』が憲法違反であることについて」 (49ないし55ページ) について

(1) 「(1) 合憲性審査基準について」について

原告らの主張する「親の未成年者子に対するリプロダクティブ権」、 「親権」及び「監護権」は憲法上の権利とは解されず、合憲性審査基準については認否の限りではない。

(2) 「(2) 憲法13条違反について」について

憲法13条の規定は認め、その余は争う。

(3) 「(3) 憲法24条1項違反について」について

50ページ19行目に「憲法14条1項」とあるのを「憲法24条1項」と解した上で、憲法24条1項の規定は認め、その余は争う。

(4) 「(4) 憲法14条1項違反について」について

最高裁昭和39年5月27日大法廷判決(昭和37年(オ)第1472号,民集18巻4号676ページ)及び最高裁昭和48年4月4日大法廷判決(昭和45年(あ)第1310号,刑集27巻3号265ページ)が、憲法14条1項は、国民に対し、法の下の平等を保障した規定であって、この平等の要請は、事柄の性質に即応した合理

的な根拠に基づくものでないかぎり、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解すべき旨判示したこと及び憲法14条1項の規定は認め、その余は争う。

(5) 「(5) 憲法24条2項違反について」について

憲法24条2項の規定は認め、その余は争う。

(6) 「(6) 憲法14条1項違反について」について

憲法14条1項の規定は認め、その余は争う。

(7) 「(7) 憲法24条2項違反について」について

最高裁平成27年12月16日大法廷判決（平成26年（オ）第1023号，民集69巻8号2586ページ）及び神戸地裁平成29年11月29日判決（平成28年（ウ）第1653号，判時2381号114ページ。以下「平成29年神戸地裁判決」という。）の判示内容並びに平成29年神戸地裁判決の控訴審である大阪高裁平成30年8月30日判決（平成30年（ネ）第247号，判例秘書搭載。以下「平成30年大阪高裁判決」という。）が，平成29年神戸地裁判決の判示内容を引用していることは認め、その余は争う。

10 「10 『法の欠缺1ないし3』を補う法の立法義務が.国会（国会議員）に認められることについて」（55ないし70ページ）について

(1) 「(1) 総論」について

争う。

(2) 「(2) ハーグ条約における『不法な連れ去り』は，締約国の国内法における不法な連れ去りを意味していること」について

ハーグ条約3条の規定，原告らが引用する書証（甲第23号証の1及び2並びに第24号証）に原告らの引用する記載があること及び児童の権利委員会の平成31年2月1日付け「日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見」（甲第25号証の1及び2。以下「総括所見」という。）の31条におおむね原告らの引用する記載があることは認め，その余は争う。

なお，原告らは，ハーグ条約上の「不法な連れ去り」について，「この不法性は，法律に反することに根拠を有するものではなく，その行為がこれも法律により保護されているところの他方の親の権利を無視し，当該権利の通常の行使を妨害したという事実に基づくものである』と主張するが（訴状57ページ），他方では，「ハーグ条約上の『不法な連れ去り』とされるためには，その子が生活をしてきた国の国内法により『不法な連れ去り』とされていなければならない」とも主張しており（訴状58ページ），原告らの主張は明らかではない。

- (3) 「(3) 児童の権利に関する条約の条約機関である子どもの権利委員会から，日本に対して，『国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させること』を求める勧告が出されていること」について

総括所見の31条におおむね原告らの引用する記載があることは認め，その余は争う。

- (4) 「(4) 子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定を設けることは，児童の権利に関する条約の批准国としての日本の義務であること』について

児童の権利条約9条1項，同条3項及び18条1項の規定は認め，その余は不知

ないし否認し、主張は争う。原告らが引用する総括所見の27条(b)の内容は、正しくは、「児童の最善の利益である場合に、外国籍の親も含めて児童の共同養育を認めるため、離婚後の親子関係について定めた法令を改正し、また、非同居親との人的な関係及び直接の接触を維持するための児童の権利が定期的に行使できることを確保すること」である（乙第1号証7ページ）。。

(5) 「(5)子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定を設けることは.自由権 規約（日規約）の批准国としての日本の義務であること」について

日本が昭和54年に自由権規約を批准したこと及び自由権規約23条4項の規定は認め、その余は争う。

(6) 「(6) 外国法及び日本が批准する条約の存在は日本国憲法の解釈に影響を 与える立法事実であること」について

最高裁平成27年12月16日大法院判決（平成26年（才）第1023号，民集69卷8号2586ページ）及び平成29年神戸地裁判決の判示内容並びに平成29年神戸地裁判決の控訴審である平成30年大阪高裁判決が，平成29年神戸地裁判決の判示内容を引用していることは認め、その余は争う。

なお，平成29年神戸地裁判決は，原告らの引用部分に続いて，「しかしながら，原告らが指摘する条約・勧告（引用者注：自由権規約，児童の権利委員会の平成16年及び平成22年の勧告，女子差別撤廃条約，女子差別撤廃条約委員会の平成6年の勧告）の内容については，それ自体，直接に本件各規定（引用者注：民法77 4条ないし776条）の不合理性を指摘するものではない。そして，各国における婚姻や家族の在り方は異なり，これらに関する制度の内容も多様なものが想定されるのであって，諸外国における

立法の内容が直ちに我が国における法制度の合理性を否定することにはならない。」旨判示し、その控訴審である平成30年大阪高裁判決も当該判示を引用している。

(7) 「(7)」について

否認ないし争う。

原告らの指摘にかかる最高裁昭和48年12月12日大法廷判決（昭和43年（才）第932号、民集27巻11号1536ページ）の判示は、正確には、「私的支配関係においては、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは、これに対する立法措置によってその是正を図ることが可能であるし」である。

なお、上記最高裁昭和48年判決においては、上記判示に先立って、「私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合があり、このような場合に私的自治の名の下に優位者の支配力を無制限に認めるときは、劣位者の自由や平等を著しく侵害または制限することとなるおそれがあることは否み難いが、そのためにこのような場合に限り憲法の基本権保障規定の適用ないしは類推適用を認めるべきであるとする見解もまた、採用することはできない。」と判示した上で、「私的支配関係においては、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは、これに対する立法措置によってその是正を図ることが可能であるし、また、場合によっては、私的自治に対する一般的制限規定である民法一条、九〇条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保

護し、その間の適切な調整を図る方途も存するのである。』と判示しており、そもそも原告らの主張するように「立法措置により是正を図り」と判示しているものではないし、立法措置によって是正を図る義務があることを導く根拠となるものではない。

その点をおくとして、原告らの引用する判示は、「私的支配関係」を前提としたものであるところ、原告らの主張によっても、本件において、誰と誰の間でこのような私的支配関係が認められるのかは明らかではない。

また、原告らの指摘する嘉田由紀子議員の国会での発言は、正確には、「離婚後例えば共同親権になったとしても、教育あるいは医療というところに大変狭められている、そのことが実は問題だと私は指摘をしたいと思います。既に法律に、民法の八百十九条には、離婚後は単独親権という規定があるわけです。その規定を変える必要があるだろうということを私どもは申し上げておるわけです。しかも、単独親権でありながら、親権を付与する基準が法的にございませぬ。例えば、アメリカのニューヨーク州などでは子供を養育する親の能力やあるいは親の心身の健康状態、そこに親のお互いに協力し合う能力、フレンドリーペアレントルールというようなものがございませぬ。これはフランスあるいはドイツでもございませぬけれども、この辺りの基準なしに単独親権というものがある。そうすると、法の実務、裁判所の現場ではどうなるかという、実は継続性の原則、これ全くルールとして原則ではないんですけれども、法の実務上、継続性の原則というところで、例えば強制的に連れ去りをしたりということから実態をつくっていくというようなことが起きているわけございませぬ。」というものである（甲第18号証）。

(8) 「(8)」 | こついで

男女共同参画社会基本法4条の規定は認め、その余は争う。

(9) 「(9)自力救済が禁止されていること』について

最高裁昭和40年12月7日第三小法廷判決（昭和38年（オ）第1236号，民集19卷9号2101ページ）の判示内容は認め、その余は否認ないし争う。

(10) 「(10)子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定を設けることは、最高裁判例の立場からも求められること』について争う。

正確に引用すると、最高裁平成25年9月4日大法廷決定（平成24年

（ク）第984号，同第985号，民集67卷6号1320ページ）は、「法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、（中略），上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという，子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず，子を個人として尊重し，その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものということができる。」と判示し，最高裁平成7年12月5日第三小法廷判決（平成4年（オ）第255号，集民177号243ページ）は，「民法七三三条の元来の立法趣旨が，父性の推定の重複を回避し，父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにある」と判示し，また，平成27年再婚禁止期間違憲判決は，女性の再婚禁止期間について定める民法733条1項の立法目的は，「女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し，もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解するのが相当であり（最高裁平成4年（オ）第255号同7年12月5日第三小法廷判決・裁判集民事177号243ページ（中略）参照），父子関係が早期に明確となることの重要性に鑑みると，このような立法目的には合理性を認めることができる。」と判示する。

原告らは、平成27年再婚禁止期間違憲判決は、「『もって』という言葉を入れることで、（中略）親や家族の不都合いう（マ）面を考慮に入れて女性の再婚禁止期間を長くすることは許されない、と判示した」、同判決は「『親子法は子の福祉や子の保護のためにあるのであり、親の不都合を防止するための制度ではない』ことを確認したことになる」などと解釈しているようであるが、上記のとおり、平成27年再婚禁止期間違憲判決の上記判示において、上記最高裁平成7年判決が引用されており、両判決が民法733条1項の立法目的について異なる見解に立つものとは解されないことや、「もって」との文言の語意からしても、これが挿入されることにより、その前後の関係が必ずしも変わるものではないことからすると、上記のような原告らの解釈は不合理である。「『もって』との文言は、平成7年判決（引用者注：上記最高裁平成7年判決）においては明示されていなかったが、父性の推定の重複を回避するということは、これによって父子関係を早期に定める父性の推定の仕組みを実効あらしめ、紛争の発生を未然に防止することにつながるという趣旨を敷衍した文言と解」（最高裁判所判例解説民事篇平成27年度（下）677ページ）するのが相当である。

その点をおくとして、原告らは、「一方配偶者（親）が子を連れ去ること（引き離すこと）を評価すると、その行為は（中略）明らかに離婚後の親の不都合（子を連れ去った（引き離した）配偶者（親）が他方配偶者（親）と関わりたくないという親の不都合）を防ぐための行動であることは明白である」旨主張するが、そもそも原告らの主張によっても原告らの中には離婚した者は含まれていないと思われ、離婚後の親の不都合を指摘する原告らの主張と本件との関係は明らかではない。また、父母の一方

が、離婚前に、他方の同意を得ずに未成年の子と共に転居する事例には、例えば配偶者から虐待されている子を虐待から守るために子と共に転居するなど、事例ごとに様々な背景事情があると考えられ、「明らかに離婚後の親の不都合（括弧内省略）を防ぐための行動であることは明白」などと過度に単純化することは不相当である。

(11) 「(11)」について

争う。

11 「11 『法の欠缺1ないし3』についての国会（国会議員）の立法不作為が 国家賠償法上違法であることについて』（70ないし73ページ）について

上記最高裁平成17年9月14日大法廷判決及び平成27年再婚禁止期間違憲判決がおおむね原告ら引用の判示をしていることは認め、その余は否略ないし争う。

ただし、(2)の引用部分1行目及び(3)エの引用部分3行目の「憲法上保障され又は保障されている」は、「憲法上保障され又は保護されている」の誤記と思われる。

12 「12」（73及び74ページ）について

争う。

13 原告らの損害」（74ないし78ページ）及び「14 結論」（78ないし80ページ）について

知らないし争う。

第2 被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以上

令和2年（ワ）第4920号 損害賠償請求事件

原告 （閲覧制限）ほか13名

被告 国

証拠説明書（1）

令和2年7月20日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

被告指定代理人

清平昌大

本村行広

君塚知弥子

大野史絵

倉重龍輔

志田智之

高橋あゆみ

三島大介

山本勇治

略語等は、準備書面の例による。

号証	標目 (作成者等)	原本・ 写しの 別	作成 年月日	立証趣旨
乙1	児童の権利委員会 日本の第4回・第5回 政府報告に関する 総括所見（仮訳） （外務省）	写し	平成31年 3月5日	総括所見の内容

(原告 注釈)

乙第1号証

児童の権利委員会

日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見

日本弁護士連合会のサイトに日本語訳があります。

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/soukatsu_ja.pdf

原文（英語）

United Nations CRC/C/JPN/CO/4-5

Convention on the Rights of the Child 5 March 2019

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fC%2fJPN%2fCO%2f4-5&Lang=en